

～ご自身の判断に不安があったり、そのご家族の困りごとの相談に対応します～

成年後見制度 相談窓口

●成年後見制度とは

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分な方に対し、家庭裁判所へ申立てをして、本人のために財産の管理や福祉サービスの契約などの支援をする成年後見人等を選任してもらう制度です。



このようなお困りごとはありませんか？

■成年後見制度について

- ・制度を利用したいけど、どこに相談したら良いか分からない。
- ・どんな支援が受けられるのか詳しく知りたい。



■財産管理について

- ・認知症になった時のお金の管理が心配。
- ・自分で金銭管理をすることが難しくなってきた親族がいる。



■障害のある子が心配

- ・自分が子の世話をできなくなった時や自分が亡くなったあとの子どもの暮らしが心配。

■自分の今後のこと

- ・身寄りのない一人暮らしのため、いざというときの財産管理や身の回りのことが心配。

※ 社会福祉法人朝日町社会福祉協議会では、成年後見制度利用促進のため「成年後見制度に関する中核的・総合的な役割」を朝日町からの委託に基づき担っています。

成年後見中核機関事務局（朝日町社会福祉協議会）

電話番号：059-377-2941

E-mail：asahishakyo@ccnetmie.ne.jp

所在地：〒510-8102

三重郡朝日町小向 891-5

